令和８年（フ）第５７号
石川県小松市大川町二丁目126番地
債務者　秋場　雅人
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年３月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１７６５号
札幌市白石区北郷８条７丁目３番12―101号
債務者　渡辺　真也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７６号
札幌市白石区川下３条４丁目５番３号　リバーハイム７―202号
債務者　西谷　舞子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９９５号
札幌市東区北39条東17丁目２番３―203号
債務者　大村　麻衣
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０３２号
札幌市東区北37条東18丁目１番８号　ニューステイト202号
債務者　設楽　欣一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５９号
札幌市白石区菊水元町２条２丁目４番１―405号
債務者　相馬　一哉
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０７８号
札幌市南区澄川４条１丁目２番21―103号
債務者　大平　優一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０８３号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番14―41号
債務者　柴田　政信
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２２３号
札幌市白石区北郷２条２丁目１番27―501号
債務者　井倉　由江
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０８号
福島県いわき市好間町中好間字寺台41番地の２　ＢＥＦＲＥＥ202
債務者　小泉　千翔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１３３号
茨城県日立市田尻町４丁目33番５―402号
債務者　黒澤美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１６９７号
埼玉県川口市芝中田２丁目６番24号　コーポ青沼102号
債務者　猪俣　美和
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９６号
埼玉県富士見市渡戸３丁目９番28号　メゾン・ド・ボヌールＤ―102
債務者　八鍬　るみ
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３７号
埼玉県所沢市大字松郷237番地の26
債務者　星川　正則
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６６号
埼玉県飯能市大字落合364番地12
債務者　篠原　剛士
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７２号
埼玉県ふじみ野市丸山６番８号　クレセールふじみ野Ⅱ　203号室
債務者　飯田　匠磨
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７９０号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘６丁目2800番地の11　ＤＥＮ　ＨＯＵＳＥ202
債務者　小野寺　聰
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部